

公安委員会 説明資料 No. 1	「公益社団法人かがわ被害者支援センター」 の事業結果等について	令和4年6月30日 警務部
---------------------	------------------------------------	------------------

報告事項

犯罪被害者等早期援助団体「公益社団法人かがわ被害者支援センター」の令和3年度事業結果及び令和4年度事業計画等について報告する。

1 公益社団法人かがわ被害者支援センターの事業計画の概要

公益社団法人かがわ被害者支援センター（以下「センター」という。）は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）に規定された「犯罪被害者等早期援助団体」である。

センターは、香川県警察及び香川県から業務委託を受けるなどして、公益目的事業1（犯罪被害者支援事業）を行うとともに、香川県から業務委託を受けた性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」において、公益目的事業2（性暴力被害者支援事業）を行うものである。

2 令和3年度事業結果

(1) 公益目的事業1（犯罪被害者支援事業）

ア 広報啓発事業（法第23条第2項第1号）

- (ア) 被害者支援講演会の開催
- (イ) 感謝状の贈呈
- (ウ) 命の大切さを学ぶ教室の開催
- (エ) LINEスタンプ販売による広報啓発
- (オ) 関係機関等との連携

- ・ 県知事との意見交換会
- ・ 香川県弁護士会 犯罪被害者支援委員会への参加

イ 相談事業（法第23条第2項第2号）

- (ア) 電話相談
- (イ) 面接相談
- (ウ) 法律相談
- (エ) 心理カウンセリング

ウ 犯罪被害者等給付金の支給裁定申請の補助事業（法第23条第2項第3号）

エ 直接援助事業（法第23条第2項第4号）

- (ア) 危機介入（被害直後における生活支援等）
- (イ) 付添い支援（病院、警察、検察庁、裁判所等への付添い）

オ その他必要な事業

- (ア) 被害者支援自動販売機の設置
 - a 収益事業 自動販売機設置による清涼飲料水販売事業
令和3年度収益 24万7,713円
※ 収益型自動販売機については、令和3年度末に廃止
 - b 寄附金収益【令和3年度末196台】
令和3年度収益 281万6,105円、令和3年度 2台増設

- (イ) 香川県共同募金会のテーマ募金「犯罪被害者支援活動募金」活動
令和3年度共同募金会テーマ募金助成金 88万2,672円

- (ウ) ホンデリングによる寄附金収益（平成30年4月1日運用開始）
令和2年12月から令和3年11月末までの寄附金 1万3,515円

(2) 公益目的事業 2 (性暴力被害者支援事業)

相談件数 506 件 (電話相談 496 件、面接相談 10 件)

直接的支援 9 件 (警察署付添い 2 件、弁護士相談付添い 6 件、行政窓口への付添い 1 件)

3 令和 4 年度事業計画

新規の取組はなく、前年度と同様の取組を実施予定。

ただし、広報啓発事業「命の大切さを学ぶ教室」については、令和 4 年度から、県警察が人権啓発活動地方委託事業として実施することから、事業計画から除外。

4 収支報告・予算

(1) 収入

(単位：円)

区 分		令和 3 年度 決 算	令和 4 年度 予 算
公益事業会計 1 (犯罪被害者支援事業)	犯罪被害者支援事業委託料 (警察) ※会費、助成金、負担金、寄附金等	15,552,371	18,150,060
公益事業会計 2 (性暴力被害者支援事業)	性暴力被害者支援事業委託料 (県)	11,225,721	13,502,000
収益事業会計	支援自販機 (収益型)	247,713	—
法人会計		3,967,003	4,116,100
合 計		30,992,808	35,768,160

※ 警察による被害者支援事業委託料については、令和 3 年度 527 万 5,000 円、令和 4 年度 482 万 5,000 円

(2) 支出

(単位：円)

区 分	令和 3 年度 決 算	令和 4 年度 予 算
公益事業会計 1 (犯罪被害者支援事業)	15,956,778	18,475,396
公益事業会計 2 (性暴力被害者支援事業)	11,225,721	13,502,000
収益事業会計	58,578	—
法人会計	3,020,073	3,464,602
合 計	30,261,150	35,441,998

5 給与規程、旅費規程及び非常勤職員給与要綱の改正 (令和 4 年 4 月 1 日施行)

(1) 給与規程

センター職員に対する期末手当、業務調整手当の支給を新設したもの

(2) 旅費規程

センター役員、顧問、職員、支援活動員、講師に加え、法律相談における弁護士及び心理カウンセリングにおける臨床心理士の旅費支給を新たに規定することとし、現状に応じた車賃となるように見直しを図ったもの

(3) 非常勤職員給与要綱

センター非常勤職員とオリーブかがわ非常勤職員の時間給の均衡を図ったもの

6 犯罪被害相談員等の退職及び新規採用等

(1) 犯罪被害相談員の選任 1 人

(2) 援助事業に従事する職員の新規採用 1 人、勤務形態の変更 2 人、退職 4 人

報告事項

令和3年度の警察費に係る歳入・歳出決算の概要について報告する。

1 令和3年度警察費歳入・歳出決算概要

(1) 歳入決算（特定財源のみ）

ア 予算額

30億5,923万円（対前年度比：1億3,670万円増）

イ 決算額

27億3,933万円（対前年度比：2億1,505万円増）

ウ 予算額と決算額の差額

3億1,990万円

- 警察債 1億2,900万円
- 放置駐車違反金 2,466万円
- 警察費国庫補助金 2,309万円 等

(2) 歳出決算

ア 予算額

259億9,160万円（対前年度比：1億8,394万円増）

イ 決算額

253億6,514万円（対前年度比：3億8,957万円増）

ウ 予算額と決算額の差額

6億2,646万円

(ア) 不用額

3億6,265万円

- 給与費 1億9,213万円
- 一般事務費 2,392万円
- 情報化の推進 1,369万円
- 警察活動経費 3,065万円 等

(イ) 繰越額

2億6,381万円

- 庁舎等管理費 5,950万円
- 被服調整費 135万円
- 情報化の推進 190万円
- 航空警察隊運営管理費 769万円
- 交番・駐在所の整備等事業 7,137万円
- 坂出警察署整備事業 800万円
- 交通安全施設整備事業 1億1,400万円

2 今後の予定

- ・ 9月県議会定例会に決算書提出
- ・ 10～11月の決算行政評価特別委員会に付託・審議
- ・ 11月県議会定例会で認定

報告事項

警察庁長官又は中国四国管区警察局長が行う表彰（警察協力章及び中国四国管区警察局長感謝状）の受章（賞）者が決定した。

1 趣旨

多年にわたり警察活動に協力し、顕著な功労があると認められる者に対して警察庁長官及び中国四国管区警察局長が表彰を行うものである。

2 受章（賞）者

- (1) 警察庁長官表彰（警察協力章）～交通安全功労
丸亀交通安全協会顧問

直井 徳正（なおい のりまさ）氏 85歳

- (2) 中国四国管区警察局長表彰（感謝状）～法医功労
香川県医師会警察医会委員兼顧問

木下 博之（きのした ひろし）氏 54歳

3 功労の概要

直井 徳正	昭和52年に丸亀交通安全協会の代議員に就任して以降、同協会の副会長、会長を歴任し、令和元年5月に勇退後、現在まで同協会の顧問として、45年余りの永きにわたり、地域の交通安全活動に取り組み、住民の交通安全意識の高揚に努めるなど、その功労は特に顕著である。
木下 博之	平成21年に香川大学医学部の教授に就任して以降、県警察の取り扱う全ての解剖に従事し、また、検案医としても活動するなど、犯罪死の見逃し防止をはじめ数多くの事件解決に貢献しているほか、死体取扱業務に携わる警察官に対する教育訓練に尽力するなど、その功労は顕著である。

4 参考

警察協力章…全国で42人が受章

中国四国管区警察局長感謝状…四国警察支局内で6人が受賞

報告事項

令和3年度管区監察を受監した結果について報告する。

第1 令和3年度第1回

1 管区監察

(1) 監察実施項目

交通事故事件捜査における適正な業務管理の推進状況

(2) 受監日及び所属

令和3年6月28日(月) 交通指導課、高松東警察署

令和3年6月29日(火) 小豆警察署

(3) 監察官等

中国四国管区警察局四国警察支局～支局長、首席監察官、監察官、課長補佐、係長

(4) 受監結果

良好で指摘事項なし

2 交番等に対する監察

(1) 監察実施項目

交番施設の管理状況等

(2) 令和3年6月28日(月) 高松東警察署(川島交番、川添交番、前田駐在所)

令和3年6月29日(火) 小豆警察署(坂手駐在所、安田駐在所、橘駐在所、草壁駐在所、池田駐在所)

(3) 監察官等

中国四国管区警察局四国警察支局～首席監察官、監察官、課長補佐、係長

(4) 受監結果

良好で指摘事項なし

第2 令和3年度第2回

1 管区監察

(1) 監察実施項目

児童虐待の対応に係る取組強化の推進状況

(2) 受監日及び所属

令和3年10月11日(月) 人身安全対策課

令和3年10月12日(火) 観音寺警察署

(3) 監察官等

中国四国管区警察局四国警察支局～支局長、首席監察官、監察官、課長補佐、係長

(4) 受監結果

良好で指摘事項なし

2 交番等に対する監察

(1) 監察実施項目

交番施設の管理状況等

(2) 受監日及び所属

令和3年10月11日(月) 高松北警察署(木太町交番)

高松南警察署(鶴尾交番、一宮交番)

令和3年10月12日(火) 観音寺警察署(駅前交番、豊浜交番、常磐駐在所、一ノ谷駐在所)

(3) 監察官等

中国四国管区警察局四国警察支局～首席監察官、監察官、課長補佐、係長

(4) 受監結果

良好で指摘事項なし

第3 令和3年度第3回

1 管区監察

(1) 監察実施項目

交番・駐在所における受傷事故防止対策及び拳銃の適正な保管管理の推進状況

(2) 受監日及び所属

令和4年2月8日(火) 地域課、人事課、通信指令課

令和4年2月9日(水) 東かがわ警察署

令和4年2月10日(木) さぬき警察署

(3) 監察官等

中国四国管区警察局四国警察支局～首席監察官、監察官、課長補佐、係長

(4) 受監結果

ア 地域課、人事課、通信指令課

良好で指摘事項なし

イ 東かがわ警察署、さぬき警察署

概ね良好であったが、一部指導事項あり

2 交番等に対する監察

(1) 監察実施項目

交番施設の管理状況等

(2) 受監日及び所属

令和4年2月8日(火) 高松北警察署(牟礼交番、高松町交番、屋島交番、庵治駐在所)

令和4年2月9日(水) 東かがわ警察署(引田交番)

令和4年2月10日(木) さぬき警察署(長尾交番、鶴羽駐在所)

(3) 監察官等

中国四国管区警察局四国警察支局～首席監察官、監察官、課長補佐、係長

(4) 良好で指摘事項なし

報告事項

令和4年度の特種詐欺被害防止のためのコールセンター（事業委託先 株式会社A Iサポート）の運用開始について報告する。

1 特種詐欺被害防止コールセンター事業

悪質・巧妙化する特種詐欺が大きな脅威となっているため、コールセンターから、捜査の過程で押収した名簿及び電話番号リスト等に基づいて直接架電し、被害防止に向けた注意喚起等を実施することにより、県民の特種詐欺に対する抵抗力を高めるもの

2 運用期間

令和4年7月1日から令和5年3月31日（9か月間）
（土日祝日を除く平日午前9時から午後4時までの間で運用）

3 事業委託先

株式会社A Iサポート（東京都豊島区池袋二丁目9番4号）

4 実施場所

高松市寿町一丁目4番3号 高松中央通りビル5階
株式会社A Iサポート 事務所

5 委託料

724万9,491円（うち消費税及び地方税の額 65万9,044円）

6 体制

業務責任者1人、オペレーター2人 合計3人

7 架電の種類

(1) 通常架電

対象地域を定め、住民に対して特種詐欺の被害防止に向けた注意喚起等のために行う架電

(2) 集中架電

県警察からの特種詐欺に係る前兆事案の情報提供を受けて、対象者又は地域を選定し、具体的事案の被害防止のために緊急かつ集中的に行う架電

(3) 緊急架電

県警察からの特種詐欺に係る前兆事案の情報提供を受けて、対象地域の金融機関、事業所（宅配事業所、コンビニエンスストア等）に対し、注意喚起、警察への通報依頼等を行う架電

報告事項

7月3日、「サンポート高松トライアスロン大会 2022～瀬戸内国際体育祭～」の開催に伴い、サンポート高松周辺の高松市道、中央通り等において交通規制(車両通行禁止)を実施するとともに、主催者側と連携した各種安全対策を講じる。

1 大会概要等

(1) 大会概要

高松市サンポート地区及び国道30号(中央通り)等をコースとして一般レースのみを1日間の日程で無観客にて開催する。

令和2年、令和3年大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため2年連続で中止となっており、今大会は3年ぶりの開催となる。

(2) 競技概要

日時	区分	競技内容	参加予定者数
7月3日(日) 7:00～11:30	一般レース (エイジ競技)	スイム 1.5km バイク 40.0km ラン 10.0km } 計 51.5km	約 340 人

(3) 主催者等

- 主催 サンポート高松トライアスロン大会実行委員会
- 共催 高松市

2 交通規制の概要

(1) 規制日時

7月3日(日) 午前6時30分から午前11時30分までの間
(中央通り区間 午前6時30分から午前10時30分までの間)

(2) 規制区間(総延長 2,635m)

サンポート地区から中新町交差点までの国道、県道、市道

(3) 規制種別(警察署長の交通規制)

車両通行禁止(大会関係車両を除く。)

3 各種安全対策の概要

(1) 体制

警察官約100人、自主警備員約300人

(2) 交通規制の事前広報

チラシの新聞折込み、規制予告看板設置、沿道住民・企業・消防への個別周知等

(3) 関係機関との連絡調整

フェリー・バス等の公共輸送機関との事前調整、消防本部等との協議

(4) 突発事案対策

事件・事故発生時の処理部隊、テロを見据えた不審者・不審物件の対策部隊等の編制による突発事案への対応